

指定障害児通所支援事業所の指定取消処分について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく監査の結果、不正請求、虚偽報告及び虚偽答弁が認められたため、法の規定に基づき、次のとおり指定取消処分を行います。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社ピースフル・アイランド
(2) 代表者 代表取締役 八木 のどか、青島 直樹
(3) 所在地 浜松市中央区白羽町 547-18
(4) 対象事業所等

事業所名	定員	所在地	指定日	サービス種別
くっく White Wing	10	中央区白羽町 547-18	R4. 4. 1	放課後等デイサービス※

※放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の必要な支援を行う。

2 処分の内容

指定の取消（指定取消年月日：令和8年3月30日）

3 処分の理由

- (1) 不正請求（法第21条の5の24第1項第6号）

① 人員欠如減算未適用

指定障害児通所支援事業所「くっく White Wing」（以下「本件事業所」という。）において、令和4年4月から令和5年3月までの間、配置すべき常勤の児童指導員又は保育士を配置していないにも関わらず、令和4年6月から令和5年4月までの間、人員欠如減算を適用せず放課後等デイサービス給付費を請求した。

② 児童指導員等加配加算過大計上

- ・本件事業所において、令和4年4月から令和5年3月までの間、配置すべき常勤の児童指導員又は保育士を配置せず、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な員数を満たしていないにも関わらず、児童指導員等加配加算を不正に請求した。
- ・本件事業所において、令和5年4月から令和5年9月までの間、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な員数に加え、保育士を1以上配置していないにも関わらず、児童指導員等加配加算を不正に請求した。

- (2) 虚偽報告（法第21条の5の24第1項第7号）

法第21条の5の22第1項の規定に基づく監査において、本件事業所が、実態と

異なる虚偽の業務日報及び日次勤怠等を提出した。

(3) 虚偽答弁（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号）

法第 21 条の 5 の 22 第 1 項の規定に基づく質問に対して、本件事業所の従業者が、実態と異なる虚偽の答弁をした。

4 経済上の措置

不正に請求して受領していた障害児通所給付費の返還を求めるほか、法第 57 条の 2 第 2 項の規定により、当該返還額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を請求します。

事業所名	不正請求額	加算額（40%）	合計
くっく White Wing	15,613,301 円	6,245,320 円	21,858,621 円

（令和 8 年 3 月 30 日時点の金額であり、変動する可能性があります。）

5 利用者の状況

利用者及び保護者の意向を踏まえて、他の事業所への引継ぎを行う等、必要な支援が継続的に提供されるよう事業者に対し指導しています。

6 その他

- ・役員は、法第 21 条の 5 の 15 の障害児通所支援事業の指定の欠格者となり、新規指定等を受けることができなくなります。
- ・法人の所在地では、障がいのある方が利用する事業所を運営していますので、取材の際はご配慮いただきますようお願いいたします。